

第49回 石巻市都市計画審議会

その他
資 料

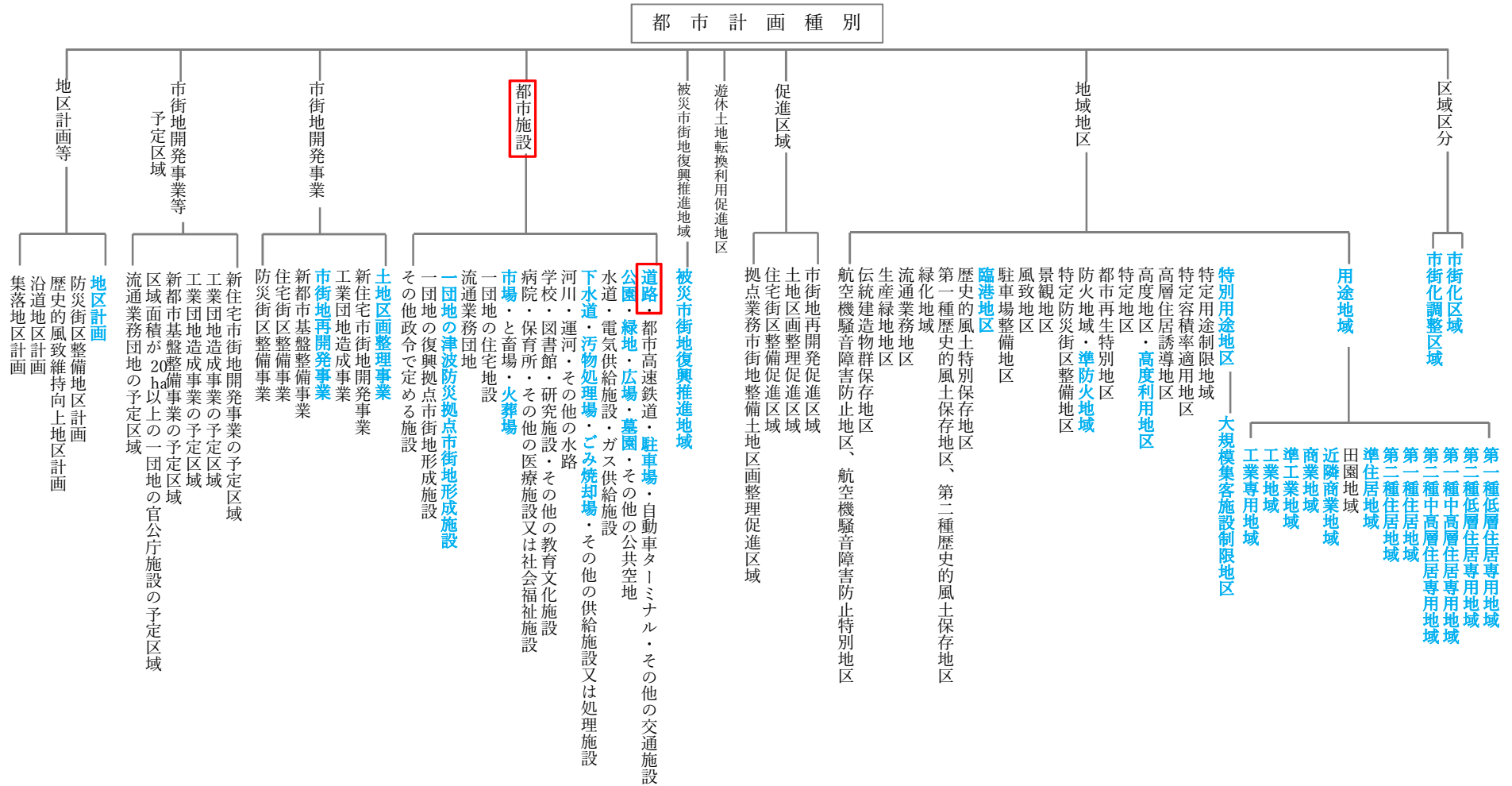
石巻市都市計画道路の見直しについて

令和8年3月24日(火)

石巻市都市計画審議会

石巻市都市計画道路の見直しについて

1 都市計画法に基づく都市計画種別一覧



※青字は本市において都市計画決定されているものです。

石巻都市計画道路の見直しについて

2 都市計画道路の概要

(1) 都市計画道路とは

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に基づく都市施設として都市計画決定された道路
- 都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設
- 交通機能として、「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」の4種類に区分されます。

(2) 都市計画道路の主な役割

- 交通機能（通行機能、沿道利用機能）
- 空間機能（都市環境、都市防災、収容空間）
- 市街地形成機能（都市構造・土地利用の誘導形成等）

(3) 施設区域内における建築の規制

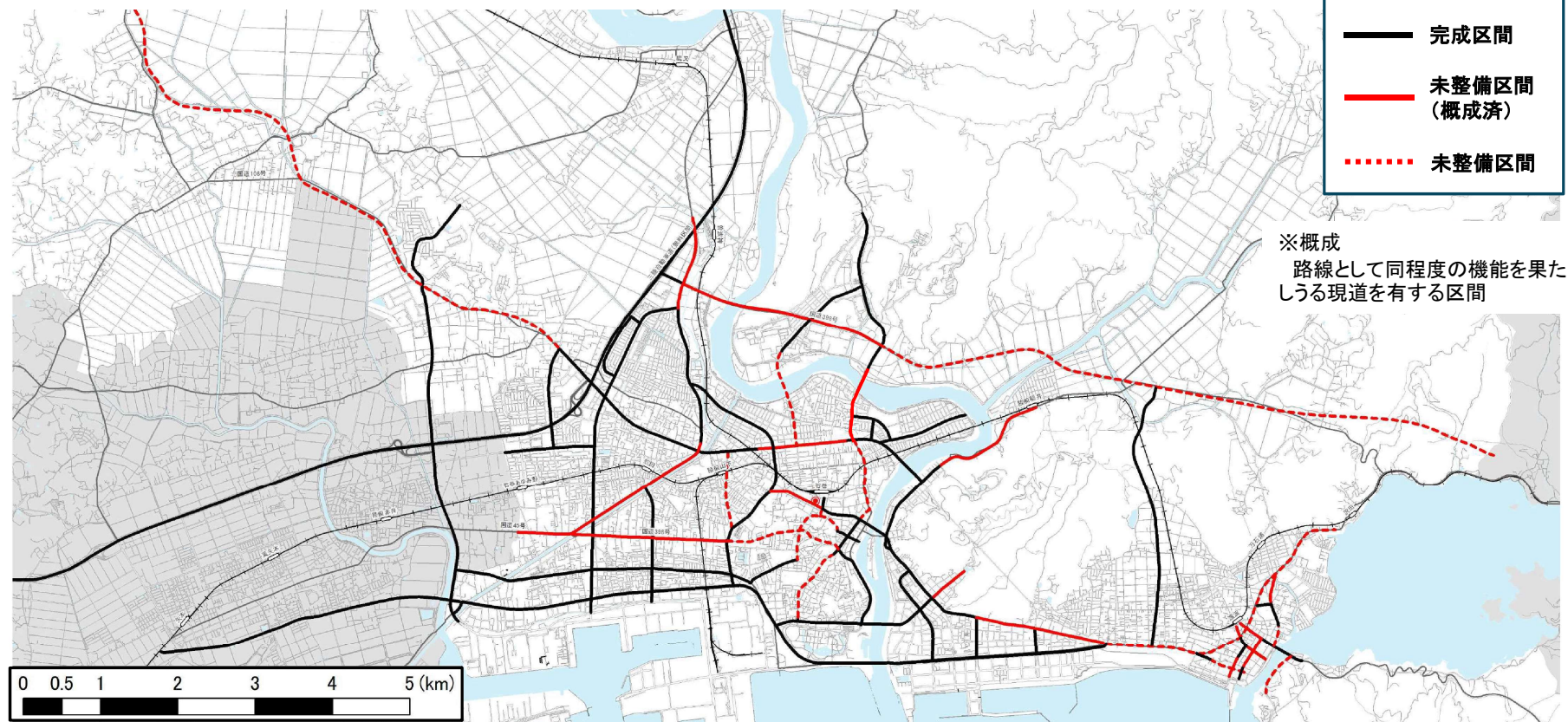
都市計画法第53条に基づき、施設区域内（未買収の民有地含む）における建築行為においては許可が必要となる。

《許可ができる行為の例》

- ア 次の要件に該当する容易に移転し、又は除却できる建築物
- ・ 階数が2階以下で、かつ、地階を有しない
 - ・ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等
- イ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ウ 都市計画事業の施行として行う行為

石巻都市計画道路の見直しについて

3 都市計画道路の整備状況(令和7年度末見込)



	路線数	計画延長	完成延長	未整備延長	(うち概成)
完成	24	39.74km	39.74km	—	
一部完成	18	61.47km	28.34km	33.13km	(13.91km)
未着手	3	11.39km	—	11.39km	(2.67km)
合計	45	112.60km	68.08km	44.52km	(16.58km)

改良率 60.46%
(概成含 75.19%)

未整備区間を対象に
都市計画道路として
の必要性を再確認

石巻都市計画道路の見直しについて

4 見直しの概要

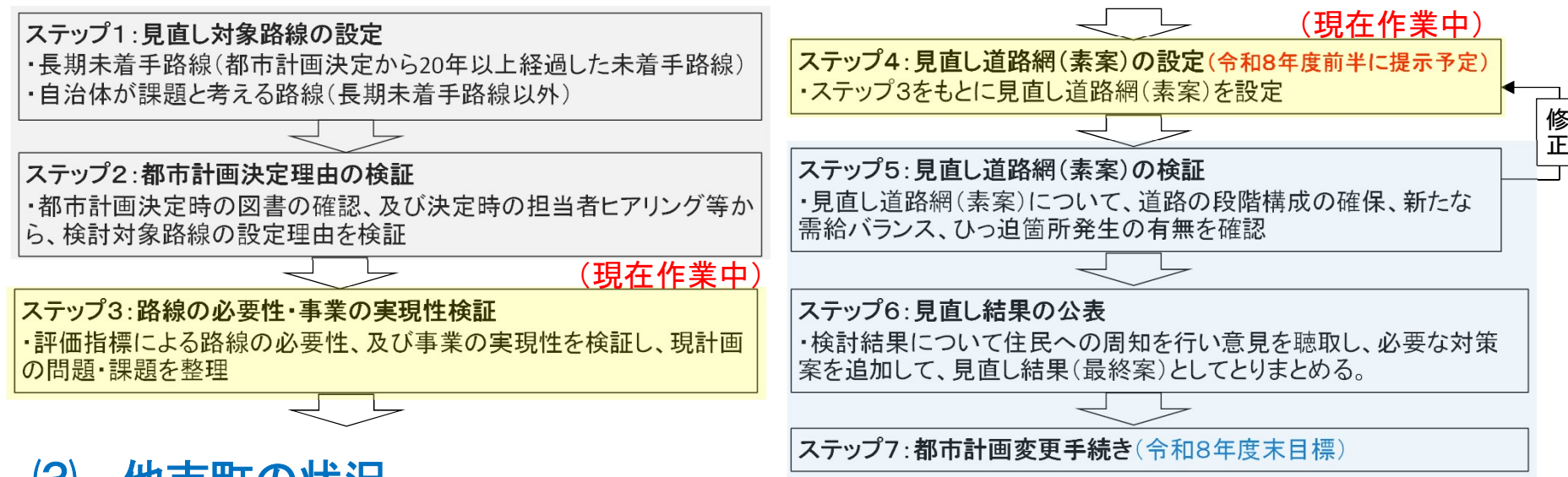
(1) 目的

本市においては45路線の都市計画道路があるが、近年の社会経済情勢の変化等により整備予定が未定となっている道路が多く存在している。

人口減少や超高齢社会の進行等、社会環境が著しく変化する中で、震災からの復興を踏まえた持続可能な都市施設の配置が必要であり、コンパクトでネットワーク化された都市構造を目指し、都市計画道路網の見直しをするものである。

(2) 見直し検討の進め方

「都市計画道路見直しガイドライン（改訂版）（宮城県土木部都市計画課 平成30年3月）」を基に見直し作業を進めている。



(3) 他市町の状況

仙台市ほか24市町で見直し作業完了又は着手済み